

## 産業建設常任委員会記録

令和5年 第2回定例会	
1 日 時	令和5年6月15日(木) 午前10時00分 開会 午前10時51分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	橋本 修 委員長 梶原 隆 副委員長 鈴木 毅 委員 市田 登 委員 小島 実 委員 増渕 靖弘 委員 関口 正一 委員 大島 久幸 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	萩原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	3人

## 産業建設常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
<b>副市長</b>		福田 義一	1名
<b>経済部</b>	経済部長	竹澤 英明	8名
	産業振興課長	能島 賢司	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	渡辺 靖	
	農政課長	池澤美紀子	
	農村整備担当主幹	藤田 敏明	
	林政課長	福田 光広	
	観光交流課長課長補佐	野口 敦	
<b>農業委員会事務局</b>	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
<b>環境部</b>	環境部長	関口 守	6名
	環境課長	別井 涉	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	環境課課長補佐	大出 薫	
	環境課環境保全係長	川田 武	
	廃棄物対策課廃棄物対策係	橋本 浩一	
<b>都市建設部</b>	都市建設部長	小磯 栄一	8名
	都市計画課長	柏崎英一郎	
	整備課長	山田 治夫	
	維持課長	湯沢 浩	
	建築課長	湯澤 一公	
	建築指導課長	埴 純人	
	都市計画課課長補佐	井戸圭一郎	
	建築指導課建築指導係長	村尾 貴範	
<b>上下水道部</b>	上下水道部長	高村 秀樹	6名
	企業経営課長	倉澤 弘	
	水道課長	関口 正視	
	下水道課長	上田 悦久	
	下水道事務所長	高久 治勇	
	企業経営課課長補佐	峯田 清美	
<b>合 計</b>			<b>30名</b>

## 産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第37号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））
- 2 議案第45号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 3 議案第49号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 4 議案第75号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）について

## 令和5年第2回定例会 産業建設常任委員会概要

○橋本委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話願います。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案4件であります。

それでは、早速、審査を行います。

はじめに、議案第37号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 おはようございます。産業振興課長の能島です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第37号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主な予算について、ご説明いたします。

令和4年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計（第12号）と記載のあるものとなります。

そちらの3ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入について、ご説明いたします。

下から4段目、2款 地方譲与税 3項1目 森林環境譲与税の右側説明欄、515万円の増につきましては、森林環境譲与税の配分額の確定に伴い、増額するものであります。

次に、少し飛びまして、9ページをお開きください。

上から2段目の16款 県支出金 2項 4目、農林水産業費県補助金の説明欄、農業委員会費県補助金、760万4,000円の増につきましては、農業委員会交付金及び農地利用最適化交付金の額の確定に伴い、増額するものであります。

そのすぐ下の農業振興費県補助金、710万1,000円の減につきましては、事業費の確定により減額するものであります。

次のページ、11ページをお開きください。

上から2段目、21款 諸収入 3項 4目 商工費貸付金元利収入の説明欄、中小企業経営対策資金預託金元利収入 2億5,700万円の減につきましては、金融機関への制度融資預託金の額の確定により、減額するものであります。

次の段、4項 3目 雑入の説明欄、上から3番目の保証料補助払戻金 821万1,000円の増につきましては、期限前に完済されました融資に係る保証料を払い戻したもので

あります。

次に、歳出についてご説明いたします。

少し飛びまして、19ページをお開きください。

一番下の段、6款 農林水産業費 1項 1目 農業委員会費の説明欄、会長報酬14万3,000円、会長職務代理者報酬14万3,000円、委員報酬227万6,000円、農地利用最適化推進委員報酬426万8,000円の、それぞれの増につきましては、先ほど歳入で説明いたしました農地利用最適化交付金の増額に伴い、追加支給する成果報酬であります。

その下の3目 農業振興費の説明欄、首都圏農業確立対策事業費、710万1,000円の減につきましては、高品質なニラ生産に向けたウォーターカーテンハウス整備などの事業費の確定により、減額するものであります。

次に、21ページをお開きください。

上から2番目の段、6款 農林水産業費 2項 1目 林業振興費の説明欄、一つ目の○、森林経営管理事業費 280万5,000円の減につきましては、事業費の確定により、減額するものであります。

同じ説明欄の次の○、森林環境整備促進基金積立金 597万9,000円の増につきましては、森林経営管理事業の事業額及び森林環境譲与税の配分額の確定に伴い、基金への積み立てを行うものであります。

次の段、7款 商工費 1項 2目 商工業振興費の説明欄、商工業団体育成費 363万3,000円の減につきましては、企業支援センター運営協議会の事業費の確定に伴い、減額するものであります。

次に、3目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費、3億504万5,000円の減につきましては、制度融資に係る栃木県信用保証協会への負担金や保証料補助の額、金融機関への預託金の額が確定したため、減額するものであります。

次に、5目 観光開発費の説明欄、前日光あわの山荘施設維持管理費 600万円の減につきましては、当該施設がグランピング実証実験として、7月から民間で運営されたことにより、会計年度任用職員報酬を減額するものであります。

以上で、経済部及び農業委員会事務局所管の一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

○橋本委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 おはようございます。環境課長の別井です。よろしく願いいたします。

引き続き、議案第37号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））のうち、環境部所管の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

引き続き、9ページをご覧ください。すみません、ちょっと戻っていただいて、9ページ、お願いいたします。

下から2段目の段、17款 財産収入 2項3目 物品売払収入の説明欄、「資源物売払

収入」 3,920万2,000円の増につきましては、アルミ等の売り払い価格の上昇により、売り払い収入を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

19ページをお開きください。

真ん中の段、4款 衛生費 2項2目 ごみ処理費の説明欄、上の○、「ごみ収集費」、1,064万9,000円の減につきましては、指定ごみ袋無償配付事業における指定ごみ袋の配付実績により、委託料を減額するものであります。

次の○、「ごみ処理施設維持費」678万2,000円の減につきましては、「ごみ焼却処理施設2号ろ過式集じん器ろ布更新工事」の請負額の確定により減額するものであります。

以上で、「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）」のうち、環境部所管の主なものについての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増淵委員。

○増淵委員 22ページの森林環境整備促進基金の積立金なのですけれども、これ、積み立て総額がいくらかなのを教えてください。

その後の、そのページの一番下、説明はわかったのですけれども、これ、任用職員の人件費なのかな、それと何人なのかなというのだけ、減額600万円というのはどういう、内訳を教えてください。細かく教えてください。その2点お願いいたします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。

○増淵委員 そこで、そこで、そこで大丈夫。

○橋本委員長 福田林政課長。

（「わからないですよ」と言う者あり）

○増淵委員 見えない。

○福田林政課長 すみません。林政課長の福田です。よろしくご説明いたします。

ただいまの増淵議員のご質問の中で、森林環境整備促進基金積立金、こちらの総額がいくらかというご質問かと思いますが、令和4年度に基金積み立て、積み立て額、2,055万7,000円。

あ、ごめんなさい、2億飛び、あ、2,055万7,000円の積み立てをして、残高が、1億126万3,671円という額になります。

以上で答弁を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 そうすると、福田さんのほうからあったように、総額は、これ、597万円を積み上げて、それになった。

それとも、ここに597万円が積み上がるということ、どっちだか教えてください。

○橋本委員長 福田林政課長。

○福田林政課長 少々お待ちください。

- 増渚委員 委員長、調べている間に、別の質問のほうやろう。
- 梶原副委員長 まだ次あるの。  
（「うん」と言う者あり）
- 橋本委員長 もう1個あるのですか。もう1個。
- 増渚委員 うん。
- 福田林政課長 4年度残高がですね。  
失礼しました。  
1億126万3,671円ということで、これに、先ほどの。
- 増渚委員 597万円が積み上がる、はい。
- 福田林政課長 515万円、こちらを足しまして、確定額が、1億2,716万、ごめんなさい、1億271万6,000円ということになります。  
失礼いたしました。
- 増渚委員 計算合っている？
- 梶原副委員長 うん？ならないな。600万円足すのだから。700。
- 増渚委員 600万円足すのだ、1億126万円と聞いたのだけれども、ここに597万円足すと、600万円ぐらい、大体足したら、1億1,700万円ぐらいになる。足し算と数字が違うけれども、そこだけ教えてください。
- 福田林政課長 すみません。見方なのですけれども、当初予算が、積み立て額9,756万6,000円、こちらに追加配分の歳入、515万円、こちらが追加配分になりまして、1億271万6,000円。  
こちらが、歳入の予算ということになります。  
積み立て額についてなのですが。
- 増渚委員 委員長。
- 橋本委員長 はい。増渚委員。
- 福田林政課長 すみません。ちょっと。
- 増渚委員 要は、当初、500いくら、515万円ぐらいだったのが、597万円になったから、その差額分が積み上がるということだから、もとのあれが、9,000万からいけば597万円足せばいいし、1億1,260万円だったら、その差額の、500、あ、70何万円が足すということで、そういう理解でいいのかな。  
60、70万円ぐらい足されるということかな。簡単なことなのだけれども。
- 福田林政課長 あ、そのとおりでございます。何度もすみません。
- 増渚委員 それでいいのだね、わかりました。だから言えばいい。
- 橋本委員長 それで大丈夫です。そのとおりだそうです。
- 増渚委員 ああ、そうですか。はい、了解です。  
続いて、その後。
- 橋本委員長 はい、もう一つ。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。よろしくお願いいたします。

増渕委員のご質問にお答えいたします。

あわの山荘の報酬の件でございますけれども、作業員の人数につきましては、3人。

○増渕委員 3人。

○渡辺観光交流課長 それから、宿泊を伴いますので、宿直にかかわる会計年度任用職員さんが1人ということで、それぞれの単価が、作業員さんが6,889円、そして、宿直にかかわる方が8,395円となっております。

それで、当初予算としまして、744万9,000円を計上しておりましたけれども、4月・5月の実績が、それぞれ4月が34万4,578円、5月が37万3,640円ということで、作業員さんの計が71万8,218円、そのほか、宿泊にかかる方が、4月が4万1,975円、5月が4万1,975円の計8万3,950円ということで、トータルしまして、80万2,168円を支出しております。

それで、この残額を減額をするということでございます。

以上で終わります。

○増渕委員 はい、わかりました。了解です。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。市田委員。

○市田委員 はい、市田でございます。

3ページの森林環境譲与税、今回補正額で515万円ですか、あったということですが、これ歳入ということで、この2、3年の、その金額の動向というのは、これ変動はあるのですか。それとも、大体同じような形、金額で推移していくのだから、それ1点ちょっとお聞きしたかったのです。

○橋本委員長 福田林政課長。

○福田林政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度につきましては、1億271万6,000円の合計の積み立て額ということになりますので、あ、積み立て額、そうですね、積立金ですね。

歳入につきましては、積み立て額ですから、これでいいのだな。

あ、ごめんなさい。

歳入のほうがそのような形になります。

それで、令和3年度につきましては、7,519万5,000円。

令和2年度につきましては、7,462万円という額となっております。

以上で答弁を終わります。

○市田委員 そうすると、今、計算機ないのですけれども、何%ぐらい伸びているのか。

○増渕委員 30%ぐらい。

○市田委員 32。

○増渕委員 30%ぐらいだ。7,000いくらだ。

- 橋本委員長 福田林政課長。
- 福田林政課長 単純にですね、令和2年度から令和4年度の伸び率といたしましては、1.37%。
- 増渚委員 1.37%ではない。
- 福田林政課長 はい、という率になります。
- 以上で答弁を終わります。
- 増渚委員 違う。1.37ではないよ。37%。
- 福田林政課長 1.37倍ですね、ごめんなさい、すみません。失礼いたしました。
- 増渚委員 37%だよ。
- 橋本委員長 37%。
- 増渚委員 うん。
- 市田委員 37%。
- はい、わかりました。ありがとうございます。
- 橋本委員長 執行部の説明は終わりました。
- 質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。
- 鈴木委員 9ページ、お願いします。
- 9ページの17款、物品売払収入で、これ補正で3,900万円伸びているのですけれども、これってあれですか、市役所のこの備品なんかは市場なんかに置いてあったのですけれども、その解体の金額なのですか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいなと思って。いつの間にかなくなってしまったので。
- 橋本委員長 執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。
- 金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。よろしく願いいたします。
- 資源物売払収入なのですが、役所関係、解体にかかわる備品とか、そういうのも当然、壊しまして、アルミかなとか、いろいろ売っている状況にあります。
- それで、この、ただ単にこの3,000いくらというのは、それだけではなくて、鹿沼市内全部から集まったものの廃棄物ですか、それを売り払った収入となっております。
- 以上で説明を終わります。
- 橋本委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 はい、あれですか、何か、僕は解体したようなイメージがあったのですけれども、これはリサイクルしているということですのでよろしいのですかね。ほとんどのものが。
- 橋本委員長 金子課長。
- 金子廃棄物対策課長 ほとんど、リサイクルも一部ありましたけれども、ほとんど解体して、鉄とか、アルミとして売ると、売却したというような状態であります。
- 以上で説明を終わります。
- 橋本委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 わかりました。

ちなみに、僕が見ると、何か結構使えるのではないかなと思っているものまでなんか、解体しているようなイメージがあったのですけれども、それをしなかったのですか。

最後の質問にします。

○橋本委員長 金子課長。

○金子廃棄物対策課長 使えるものといいますか、量的にもかなりありましたけれども、使えるものはリサイクルショップぶうめらんのほうに回したりして売ったりはしました。ある程度汚れたり、そういうものがもう見えるところは、大体解体して、鉄とか、アルミとかにして売却いたしました。はい。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

執行部の説明は終わりました。小島委員。

○小島委員 22 ページの説明のね、何だろう。

元気な森づくり推進交付金 20 万円の減、この 20 万円の減の内容だね。

例えば、1 団体がなくなったとか、そこら辺の内容、また何団体、今登録してあるのか。そこをお願いします。

○橋本委員長 執行部の説明を求めます。福田林政課長。

○福田林政課長 林政課長の福田です。よろしく願いいたします。

ただいまの元気な森づくり推進交付金、こちらの団体ですが、2 団体になります。

2 団体につきまして、令和 4 年度の実績が。

○増淵委員 わかりましたと言っちゃえ。

○小島委員 委員長。

○橋本委員長 いやいや、まだ、答えていますので。

○福田林政課長 令和 4 年の実績が 2 団体ということになります。

以上で答弁を終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 確認しますと 2 団体が、例えば、登録しているのを今度は削除したとか、そういう登録をやめたのか。

現に今鹿沼市内では、私は何団体、2 団体しかないと、ちょっと理解できないのだけれども、その辺、もう一度ちょっとすみません。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。福田林政課長。

○福田林政課長 すみません。ちょっと今手元の資料ですね、整理して、ちょっとご報告したいと思いますので。

○橋本委員長 はい、わかりました。

○小島委員 はい。では、よいです。後でお願いします。

○橋本委員長 ほかに質疑、ある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○橋本委員長 はい。では、この件はちょっと先回しにして、別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 30、お諮りしてはだめなのですね、まだね。

福田課長。

○福田林政課長 先ほどの、すみません、森林環境譲与税の積み立て額について、ご訂正させていただきたいと思います。

私のほうで予算、今年度予算についての説明ということで勘違いしてしまいまして、先ほどの積み立て額につきましては、

○市田委員 基金、基金残高で。

○福田林政課長 はい。

○市田委員 基金残高で。

○福田林政課長 残高といたしまして、1 億 3,452 万 7,428 円。令和 4 年度末ですね、という形になります。

すみません。

以上で答弁を終わります。

(「随分積み上がった」と言う者あり)

○橋本委員長 増淵委員、大丈夫ですか。

○増淵委員 大丈夫、はい。

(「ハンダさんも使うのでしょうか」と言う者あり)

(「はい、まあ」と言う者あり)

○増淵委員 最終的なところから、はじめにそれを言うてくれればよかったです、すごくわかりました。はい。

○橋本委員長 では、議案第 37 号は置いておいて、次に、議案第 45 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長の倉澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 45 号 「令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について」ご説明をいたします。

「補正予算に関する説明書」の 1 ページをお開きください。

上段の収益的収入及び支出のうち、支出についてであります。1 款 下水道事業費用 1 項 1 目 管渠管理費の 1,981 万 1,000 円の増につきましては、当初内水ハザードマップ作成のための「公共下水道 (雨水) 浸水解析基礎調査業務」につきまして、資本的支出ということで実施を想定しておりましたが、県から起債対象とならない収益的事業であるということ指摘されましたため、2 ページの資本的収入及び支出の支出 1 款 資本的支出 1 項 1 目 管渠整備費から組み替えを行うものでございます。

これにあわせまして、収入について、収益的収入 1 款 下水道事業収益 2 項 4 目

補助金の990万5,000円の増を行い、資本的収入 1款 資本的収入 1項1目 企業債990万円の減及び4項1目 国庫補助金990万5,000円の減を行うものであります。

なお、歳入の減については、利益で調整するものであります。

以上で、議案第45号「令和5年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第1号）について」の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○橋本委員長 はい。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第45号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、令和5年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第49号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。埴建築指導課長。

○埴建築指導課長 建築指導課長の埴です。よろしくお願いいたします。

「鹿沼市手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和4年6月17日公布の「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の1年目施行で、既存建築物の省エネ改修や再生エネルギー設備の導入促進による省エネ対策の加速化を図るため、建築基準法の一部改正が令和5年4月1日に行われたことから、許可及び認定手数料等の追加を行うためのものであります。

改正内容につきましては、建築基準法の一部改正において、新たに建築物の容積率制限の認定制度、高さ制限の特例許可制度が拡充されたほか、既存建築物の改修等を円滑化するため、一団地の総合設計制度の対象行為の拡充もあわせて行われたことから、改正に伴う認定及び許可手数料の設定、法改正に伴う所要の改正を行います。

なお、手数料の改正につきましては、栃木県が令和5年2月議会において、同様の改正を行っておりまして、県内の特定行政庁においても同様の改正を行う予定です。

施行時期につきましては、公布の日から適用といたします。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「大丈夫です」と言う者あり）

○橋本委員長 大丈夫ですか。

（「大丈夫です」と言う者あり）

○橋本委員長 別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 49 号 鹿沼市手数料条例の一部改正については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、鹿沼市手数料条例の一部改正については原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 75 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 75 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、経済部所管の予算についてご説明いたします。

令和 5 年度 補正予算に関する説明書、今度は表紙に一般会計（第 5 号）と記載のあるものになります。そちらの 5 ページをお開きください。

それでは 5 ページ、歳出についてご説明いたします。

一番下の段、6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄、一つ目の○、新規就農促進総合支援事業費の 200 万円の増につきましては、農業用資材価格高騰の影響を受ける新規就農者に対し、価格高騰相当分の一部を支援するものであります。

その下の○、農作物活性化推進事業費の 5,363 万 7,000 円の増につきましては、燃油や肥料、飼料、農業用資材等の価格高騰の影響を受ける農業経営者に対し、営農継続を支援するための緊急支援事業として給付金を支給するものであります。

次のページ、7 ページをお開きください。

上の段の 6 目 農地費の説明欄、農地関係振興事業費の 112 万 5,000 円の増につきましては、電気料金高騰の影響を受ける土地改良区に対し、農業用水利施設の電気料金の一部を支援するものであります。

次の段、7 款 商工費 1 項 2 目 商工業振興費の説明欄、商業振興推進事業費の 1 億 3,202 万 3,000 円の増につきましては、商工分野における物価高騰対策事業に要する予算を計上したものです。

具体的には、説明欄の下の方に補助金として記載のある 4 つの事業となります。

一つ目の商業活性化推進事業、これにつきましては、鹿沼商工会議所及び栗野商工会が発行するプレミアム付き商品券の発行総額とプレミアム率を拡充し、支援するものであります。

2 つ目の運送事業者原油価格高騰対策支援金、これにつきましては、原油価格高騰の

影響を受けた運送事業者等に対する燃油高騰分の一部を支援するものであります。

3つ目の宅配ボックス購入補助金は、宅配業者の再配達を削減するための宅配ボックスの購入費用の一部を支援するものでありまして、県内初の取り組みであります。

最後、4つ目の物価高騰対策経営強化補助金、これにつきましては、市内事業者が、省エネ性能に優れた業務用エアコンなどの設備や備品を導入する際の一部を支援するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○橋本委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。よろしくお願いいたします。

引き続き、議案第75号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、環境部所管のものについてご説明いたします。

歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。すみません、ちょっと戻って、5ページをお願いいたします。

下から2つ目の段、4款 衛生費 1項3目 環境衛生費の説明欄、「環境都市推進事業費」1,800万円の増につきましては、市民による省エネ家電購入への支援策として、新たな補助制度を創設するためのものであります。

なお、同制度では、光熱水費高騰等の影響を受けている家計の支援、熱中症対策、二酸化炭素排出量の削減などを目的としており、一定の省エネ性能を有するエアコン、冷蔵庫、LED照明器具を今年の4月1日から来年2月16日までに購入し、設置した場合に、1世帯当たり最大で3万円を交付する制度であります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）」のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。小島委員。

○小島委員 はい、小島です。

今説明いただきました、商業振興推進事業で宅配ボックスの購入補助ということですが、300万円かな。

よく私も留守にして、何回も宅配が来るのですけれども、そういう中で、この、何ていうかな、300万円で何個、また上限2分の1とかって、そういうのをちょっと、内容です、お示してください。

○橋本委員長 執行部の説明を求めます。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

お答えいたします。

まず、補助対象経費なのですが、宅配ボックスの購入費用で補助率は2分の1で、上限を2万円と設定したいと考えています。

それで、宅配ボックスの定義なのですが、住居の外に設置をした鍵つきの収納ケース・箱・ロッカー等を想定しております。

こちらにつきましては、ピンキリといたしますが、宅配ボックス、いろいろな種類のものがありまして、家に備えつけのものもありますし、小さな箱みたいなものがありまして、いろいろあるのですが、想定していますのは、大体1万円ぐらいのもの、今、上限が2万円なので、半分いったとして1万円ですよ。

それで、300件を想定して300万円を計上しております。

これにつきましては、ほかの自治体でやっている事例があまりないものですから、なかなか想定するのも難しかったのですが、佐賀県の武雄市というところで、実際にやったことがあります。その際は、本市より人口半分ぐらいなのですが、そこで、244件という実績があったという情報を得たので、そちらをもとに算出したところです。

以上で説明を終わります。

○小島委員 はい、わかりました。

○橋本委員長 わかりました？大丈夫ですか。

○小島委員 ありがとうございます。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。増淵委員。

○増淵委員 省エネの1,800万円、すごくいいことだと思うのですが、まずはじめに市民の人に本当に知らしめることはどういうふうにするのかということが、せつかく予算があってもわからないとこの夏、エアコンを入れたいけれども、利用できなかったら何もならないのと。

先ほど別井課長のほうから、最大3万円と言っていたのですが、これの条件というのは、どういう3万円なのかと思うのです。

安いのを買って3万円とか、エアコンとか、いくらの条件だと3万円までいくというのを、その説明だけお願いいたします。

○橋本委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

ただいまのご質問なのですが、まず1点目の市民の方への周知ということなのですが、また、うちのほうで、広報かぬま、あとコミュニティセンターだよりですね、等の広報紙に載せさせていただきます。

あと、市のホームページですね、こちらにも載せていただきます。

あと、チラシのほうも、本庁と、14カ所のコミセン、あと環境クリーンセンターに置くような形。

あとですね、あと市内の家電量販店がありますので、そこにもちょっとお願いして、チラシを置いていただいて、来た方にお勧めしていただくようなことを想定しております。

次の2点目の最大3万円の、どういう内容かというご質問なのですが、こちらについ

ては、補助率が2分の1で、世帯ごとなので、非課税世帯の方については、3分の2という形で、ちょっと補助率を上げたいと思っています。

一般の方が2分の1で、非課税の方は3分の2ということで、想定しております。

それで、今回ですね、国の交付金のほうの要件として、「一定の省エネ性能を持っているやつじゃないと、ちょっとこの制度は使えないです、お金は使えないですよ」ということ言われているものですから、いろいろその辺の設定は悩んだのですけれども、今、大体家電屋さんに行くと、星の形で5個ぐらいあって、「省エネ性能」という表示が、省エネ法の関係で表示が義務になっているのですけれども、その辺の星のところは2つ、星2つですね、それ以上の性能を持っているもの、エアコンと冷蔵庫については星2つ。

ちょっとLED照明器具は星3つということで、想定させていただいたのですけれども、そういった形で設定させていただきました。

そうすると、大体エアコンとか、冷蔵庫の例で言うと、大体安いので言うと、機器本体は7万から8万円ぐらいで買って、ちょっとエアコンだとまた工事費がかかってしまうのですけれども、なるのですけれども、もし星2つではなくて、星3つって、去年のやっている県内の他市とかですと、3つのところ、やっているところもあるのですけれども、そうするとちょっと価格帯がやっぱりちょっと14、5万円ぐらいにちょっと、大分星2つから星3つだと、価格帯が上がってしまうものですから、今回はあくまでも生活支援ということに趣を置かせていただいたので、星2つ以上の性能、エアコンと冷蔵庫については。

LEDについては、星3以上のということで、補助率2分の1と3分の2ということで、最大3万円という形で設定させていただきました。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 あれ、何で、誰か明かりついているのだ。

○別井環境課長 すみません。

○橋本委員長 大丈夫です。消えました。

○増淵委員 いや、あ、大丈夫ですか。

今の説明でわかったのですけれども、では、その補助金はどういうふうな、お店で言えばいいのか、それとも、後づけなのかということと。

これ、具体的になってしまうのですけれども、値引き、よくお店でしますよね。

その値引きした後のほうでいいのか、そこ、その額が、そこから3万円とか引かれるということでもいいのかな。

そこをちゃんとお店に設定しないと、表示の額で、そこでお店が何万円引いて、何万円引いてしまうと、「もうなくなっちゃいました」みたいにならないように、その、あれだけ、ちゃんとお店側とも説明して、金額が確定したところから、3万円、最大3万円という形ではないと、いや、効果がないと思うのだよね。

それで、今の星2つというのは、本当にいいと思います。

本当にレベルが上がってしまうと高くなってしまいます。急に、省エネのあれで、ランニングコストが高くなってしまいますので、それはいい形だと思うので、どんどん進めてください。

そこだけちょっと、支払いというか、その補助金の、どういうふうな形でなるのかということだけ説明をお願いします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

まず1点目の補助の申請の仕方ということかと思うのですが、補助金につきましては、まず鹿沼市民の方がお店で買っていただいて、それを設置していただいた後、エアコンなんかですと、工事も終わってからという形になるのですが、その後、ちょっと書類で申請していただくような形になります。

それで、最終的には、その申請していただく際に、領収書の写しを出していただくような形になりますので、値引きされても、されなくても、実際に支払った額ですね。

それで、エアコンなんかですと、多分最初買って、エアコンの代金を払って、あと、うちで、2階につけたり、1階につけたりで、結構工事費なんかも大分変わってしまうことがあるのですが、工事費なんかも含んだ形で、補助を考えておりますので、最終的には、買ったときと、工事が終わって、また工事の代金というのがプラスであると思うのですが、その合計したものを領収書で出していただいて、そのかかった額全体の2分の1ですね。

非課税の世帯の方は3分の2になるのですが、そういった形で、後ほど買った方の口座に振り込むような、現金で振り込むという形になりますので、設置した後の事後申請型という形になります。

あと、2点目の。

○増淵委員 いいのだよ。それで網羅しているのだよ。

○別井環境課長 値引きした後、あ、大丈夫ですか。

はい、以上で、以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 大変すばらしい、いいことだと思うのですが、ただね、お店にその申請書を、買ったときに、鹿沼市民の人だったら置いておくと親切だね。

後からわざわざ市役所に取りにきてというのではなくて、それは家電メーカーにちょっと、その説明書とか置くときに、「こういうことありますよ、鹿沼市民ですね」と確認したならば、「こういう、今、補助金出ますよ」ということをお店のほうで、その買うか決まって、予約とか、ほら設置するときに、あるではないですか。

そのときに、「一緒にこれを書いてくれば、領収書、お金を払った後に鹿沼市に申請されれば」と言うと、1回で済むでしょう。

それ1回ではないと忘れてしまったり、買った時はそう思っていたのだけれども、その申請書をとるのが面倒くさいなということになってしまったりすると、せっかくのあれが、使い勝手がいいのなら、最後までそのところ、詰めるような形でやってもらうといいと思うので、よろしく、そのところを考えてください。お願いします。

以上です。

○橋本委員長 ほかに質疑はございませんか。梶原委員。

○梶原委員 今の増淵委員の質問になのですがけれども、これ1世帯最大3万円という説明だったのですがけれども、これ冷蔵庫、エアコン、LED、3つ買った場合、どれか一つが3万円となるのでしょうか。

○橋本委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

もし3種類買った場合には、その全部の領収書をつけていただいとという形になるので、例えば、もうエアコンだけで、もう限度額を超えてしまうと、ちょっとその分だけということにはなってしまうのですがけれども、最終的にはその買った額の合計が補助対象になるということになります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員 了解です。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 増淵さんに言われてしまったのだけれども、これ1,800万円、僕も全然オーケーなのですがけれども、これ600世帯なので、計算すると。

それで、多分すぐなくなってしまうのではないかなと思うのです。

(「大丈夫だよ、追しだよ」と言う者あり)

(「大丈夫」と言う者あり)

○鈴木委員 そこら辺、その後のことはどう考えています？

○増淵委員 安心してください。

○鈴木委員 はいてますよね。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

なかなか、ちょっと私の立場からはお答えにくい点もあるのでありますが、もし、そうですね、いっぱいになったときには、ちょっと追加でできるようなことが、なるべく、そうですね、やって、気持ちとしては、やっていきたい気持ちなので、はい。はい、そういう形で、はい、要望して、要望というか、やっていきたいなと思っております。

すみません。あまり答えになってないのですが、説明を終わります。

○増淵委員 議会への要望だよ。補正を通してくださいという。

○橋本委員長 大丈夫ですか。鈴木委員、大丈夫ですか。

○鈴木委員 はい。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「はい、ありません」と言う者あり)

○橋本委員長 別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 75 号中、産業建設常任委員会関係予算については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

それでは、最初の 37 号議案、福田課長。

○福田林政課長 林政課長の福田です。よろしくお願いします。

先ほどの元気な森づくり推進交付金、こちらの減額についてのご説明をいたしたいと思えます。

当初の予算としましては、2 団体で 30 万円という形で予定しておりました。

実施のところ、1 団体ということで、東部台地区コミュニティ推進協議会さん、こちらのほうに支出しております。

内容におきましては、野鳥の森の道路環境整備、こちらを行うとともに、特用林産物であるキノコの栽培、収穫等の体験等、こちらの地元住民による協働と森林保全に対する意識の醸成につながる事業として行っております。

以上でご説明を終わります。

○橋本委員長 小島委員、大丈夫ですか。

○小島委員 はい、了解しました。

○橋本委員長 それでは、議案第 37 号中、産業建設常任委員会関係予算については原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号中、産業建設常任委員会の関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、終わりましたね。はい。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 10時51分)